

福岡県男女共同参画審議会 傍聴遵守事項

1. 傍聴（公開）の対象

会議は、公開を原則としておりますが、「福岡県男女共同参画審議会の公開又は非公開の基準に関する要領」２－（２）に該当する場合は、審議会の判断により会議を非公開とすることがあります。

また、審議途中において、上記２－（２）に該当する場合は、議長が傍聴者の退場を命ずることがあります。

2. 傍聴の入室

（１）審議会会場への入室は、会議の開始１５分前から開始予定時刻までです。

（２）名前、所在市町村を記入した上で、係員の指示に従い会場に入場して下さい。

3. 傍聴者の遵守事項

（１）審議会の開会中は、静粛に傍聴することとし、拍手その他の方法により公然と賛否を表明しないこと。

（２）議長の許可なく、会議の模様を撮影し、又は録音しないこと。

（３）会場において、飲食、喫煙等をしないこと。また、携帯電話等を使用しないこと。

（４）その他会議の支障となる行為をしないこと。

4. 会場の秩序維持

（１）傍聴者は、会議を傍聴するに当たって、議長及び係員の指示に従って下さい。

（２）傍聴者が、上記３の規定に違反したときは、退場していただくことがあります。